

## 全建総連リフォーム協会ロゴマーク使用取り扱い規定

### (目的)

第1条 本規定は、一般社団法人全建総連リフォーム協会（以下、「全リ協」という。）が定めたロゴマーク（以下、「本ロゴマーク」）について、適正な使用を促進することにより、全リ協の社会的認知の向上、普及に努め、もって、住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備の一助となることを目的とする。

### (ロゴマークの仕様)

第2条 本ロゴマークの仕様は、別記「全リ協ロゴマークデザイン」による。

### (ロゴマークの用途)

第3条 本ロゴマークの用途は、全リ協の取り組みに関わる次の各号に掲げるものとする。

- (1) 全リ協の会員証
- (2) 全リ協業務で使用する文書及び帳票類
- (3) パンフレットその他の印刷物
- (4) 名刺、封筒その他の文具
- (5) ウェブサイトその他の電子媒体
- (6) その他住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備に資すると理事会が認めたもの

### (使用者の資格)

第4条 本ロゴマークを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 全リ協
- (2) 全リ協の事業会員のうち、会員として公表されている者
- (3) 地域団体会員および協力会員
- (4) 地域支部等、その他全リ協理事会が使用を認めた者

### (順守事項)

第5条 本ロゴマークを使用する者は、下記を順守しなければならない。

2. 公表されている事業会員が本ロゴマークを使用する場合は、当該事業会員が所属する事業者名を併記しなければならない。
3. 公表されている事業会員は、本ロゴマークを住宅リフォーム事業以外の目的に使用してはならない。
4. 公表されている事業会員が脱退・除名等により、全リ協の会員でなくなったときには、本ロゴマークを使用してはならない。
5. 本ロゴマークを使用する者は、全リ協の同意なしに第三者に使用させてはならない。ただし、第3条各号に掲げるものに使用するために、印刷会社、ウェブサイト制作会社その他事業者に一時的に貸与する場合を除く。
6. 本ロゴマークの使用にあたっては、定められた色、比率、図形・文字以外に改変して

はならない。ただし、色についてはモノクロでの使用を可能とする。

**(ロゴマークの電子データによる提供)**

第6条 全り協は、使用者に本ロゴマークを電子データで提供する。

2. 本ロゴマークの使用者は、前項の電子データを厳正に保管しなければならない。

**(使用料)**

第7条 本ロゴマークの使用料は徴収しない。

**(使用の差し止め)**

第8条 全り協は、本ロゴマークの使用目的又は使用方法等が適当でないと認めたときは、使用を差し止めることができる。

2. 本規定に違反したことを理由に使用を差し止める場合、全り協は、使用差し止め起因する損害賠償責任を、一切負わない。

3. 本ロゴマーク使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、全り協は、損害賠償、損失補填およびその他の法律上の責任を一切負わないものとする。

**(附則)**

1. この規定の施行日は2015（平成27）年5月21日とする。

別記：全り協ロゴマークデザイン

